

令和元年度第十一回（二月）

諫早市農業委員会総会

議事録

# 令和元年度諫早市農業委員会 第11回総会議事録

1 開催日時 令和2年2月28日(金) 開会 午後1時30分～閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 3番 中尾貞治 4番 久本純造

5番 立森和富 6番 前田貞松 7番 末永進

8番 菅原篤博 9番 長谷川博 10番 山口勇満

11番 西村ふじ子 12番 馬場誠治 13番 増山太大

14番 横田親紀 15番 澤久進 16番 西尾正信

18番 野副栄治

4 欠席委員 (2人) 2番 久保 繁 17番 池田武弘

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第6号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第7号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 農地改良等届出書受理の件

第7号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他



に問題は無いと思われます。

4番、小栗地区、川床町の農地1筆、1,072㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は7,804㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されております。また、農業に13年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、小野地区、小野町の農地1筆、587㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は6,201㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されております。また、農業に18年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約30分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、小野地区、小野町の農地1筆、762㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は6,030㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に53年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、小野地区、赤崎町の農地3筆、10,310㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は61,240㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、713㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,740㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されております。また、農業に55年間従事され、譲受人宅と申請地までの距離は約1.5kmでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番と10番は関連がありますので、併せて説明いたします。

9番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、7,099㎡を農業経営規模拡大を行うため、借り入れる申請です。

10番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、372㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,375㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや耕うん機等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

11番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,168㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,392㎡で、農業委員会が定める下

限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

12番、長田地区、正久寺町の農地2筆、1,096㎡を耕作に便利のため、13番の農地と交換する申請です。権利取得後の農地面積は15,051㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

13番、長田地区、正久寺町の農地1筆、1,174㎡を耕作に便利のため、12番の農地と交換する申請です。権利取得後の農地面積は22,529㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

14番、長田地区、正久寺町の農地1筆、185㎡を耕作に便利のため、15番の農地と交換する申請です。権利取得後の農地面積は10,006㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやテラー等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

15番、長田地区、正久寺町の農地1筆、928㎡を耕作に便利のため、14番の農地と交換する申請です。権利取得後の農地面積は22,529㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

16番、多良見地区、多良見町西川内の農地6筆、3,892㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は12,054.77㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

17番、多良見地区、多良見町元釜の農地4筆、15,205㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は37,018㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作

距離に問題は無いと思われます。

18番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、3,424㎡を農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は25,712.32㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約15分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

19番、森山地区、森山町下井牟田の農地6筆、4,410㎡を農地の贈与を受け農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は20,563.39㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番から3番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、キャベツ、人参等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番と3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地と借り入れる農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番から3番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、馬鈴薯、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をよ

ろしくお願いします。

議長 4番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
次に、5番から7番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番から7番の委員補足説明を致します。5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、ごま、さつまいも、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 5番から7番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番から7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、8番から10番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

9番と10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地と購入する農地において年間を通し、馬鈴薯や玉ねぎを栽培されると見込

まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 8番から10番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、8番から10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、8番から10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、11番から15番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

13番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

14番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

15番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 11番から15番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）



議 長 ご質問がないようですので、11番から15番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番から15番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、16番と17番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 16番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、玉ねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

17番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 16番と17番の説明がありましたが、何かご質問はありますか。

委 員 広い面積の贈与ですが、親戚関係でしょうか。

委 員 16番は親戚関係で、17番はいとこです。

議 長 他に何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、16番と17番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、16番と17番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、18番と19番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 18番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委 員 19番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、ほうれん草を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

- 議 長 18番と19番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、18番と19番は申請どおり許可することにご異議  
 ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、18番と19番は、申請どおり許可することに決定  
 いたします。
- (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といた  
 します。事務局から、説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。  
 1番、高来町平田の畑2筆420㎡の農地について、隣接の併用地と併せて、農  
 業用施設、農業用倉庫2棟とする追認の申請となります。区域区分はその他の区域、  
 農振白地です。農地の立地基準については2種農地に該当しております。申請地で  
 すが、建物は昭和52年頃に建築しており、雨水については自然流下で道路側溝へ  
 放流しており、農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されてお  
 ります。隣接する農地はなく、本件にかかる追加の資金はございません。  
 議案第2号の説明については、以上となっております。
- 議 長 議案第2号の説明がありましたので、1番・高来地区担当の委員さん補足説明を  
 お願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で  
 協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われま  
 す。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませ  
 んか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議  
 (議案第3号) の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」  
 についてご説明いたします。  
 1番は令和2年2月4日付31諫農委第1042-1号で許可した件につきまして、計画変更承認申請があつたものです。申請地は川内町の畑4筆計13.26㎡の農地を排水管理設用地とする一時転用申請でしたが、東側の農地に住宅が建築されることとなり、申請地の一部を市道への接続道として道路用地に転用するために、当初計画していた一時転用の面積を7.28㎡に変更します。また、申請者も東側の農地に住宅を建築される方との共同の申請へと変更になります。なお、住宅及び道路用地における転用申請については次の議案第4号の5番及び6番で説明

いたします。

2番、令和元年11月14日付31諫農委第866-1号で許可した件につきまして、計画変更承認申請があったものです。西里町の田及び畑の5筆計2,427㎡の農地を特定建築条件付土地として11戸を建築する申請でしたが、申請地内に学童保育所を設置して欲しいという地元自治会等からの強い要望があり、申請地内に学童保育所を建築することとなり、当初計画していた転用面積を1,937.73㎡へ変更するものとなっております。なお、学童保育所を建築する転用申請については、議案第4号の11番で説明いたします。

議案第3号については以上となっております。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり承認することに決定いたします。  
議 長 次に、2番について、何かご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり承認することに決定いたします。  
議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第4号) 事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、日の出町の畑1,106㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル360枚を設置し、フェンス区域面積は973.4㎡、売電単価は15.4円です。契約内容は賃貸借20年。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、現状のまま利用し、雨水排水対策については申請地内に幅0.7m、深さ0.705mの浸透性のある素掘側溝を233.35m配置し、浸透させます。排水施設の計算表の提出があり、河川課にて確認済でございます。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

2番、小川町の田及び畑5筆計3,709㎡について、分譲宅地としての転用申請です。契約は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請は10区画分の分譲宅地を造成ということで、農地法上、転用目的が造成のみの宅地分譲については原則許可できませんが、申請者が一般社団法人であるため、例外的に申請が可能となります。被害防除計画ですが、盛土を最高1m、切土を最高1.3m程施工をします。申請地の北側の農地との境にはコンクリート擁壁及び緩衝地を設けます。日照・通風については6mから

8 m程緩衝地を設けるため、隣接の農地には影響はないものと思われます。雨水は道路側溝及び水路に放流します。汚水等は合併浄化槽を設置する予定です。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。都市計画法第29条第1項の開発許可申請中です。

3番、宗方町の畑1筆計757㎡を資材置場用地とする追認の転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は使用貸借永久、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建設業の資材置場として昭和55年頃から利用しており、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。本件にかかる追加の資金はございません。

4番、小野町の畑210㎡を貸資材置場とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については駅から300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、造成を実施せずに現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

5番、川内町の畑2筆計233㎡に住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われますが、集落に接続するため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、建物は木造2階建ての住宅を建築し、雨水は自然流下、汚水等は合併浄化槽を通じて北側にある水路へ放流します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

6番、川内町の畑2筆計78.98㎡について、道路用地とする申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については、農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われますが、転用事業に係る通路であるため、不許可の例外に該当しております。本申請ですが、5番の申請にあります木造2階建ての住宅を建築するにあたり、公道までの接続道路として利用するもので、所有権が譲渡人と譲受人で持分2分の1ずつとなっており、譲渡人の持分2分の1の所有権移転となります。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

7番、有喜町の畑374㎡に住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は使用貸借永久。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、建物は木造2階建てで、雨水は道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて南側にある水路へ放流します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

8番、真崎町の田1筆の526㎡を分譲宅地としての転用申請です。契約は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請は2区画分の分譲宅地を造成ということで、農地法上、転用目的が

造成のみの宅地分譲は原則許可できませんが、申請者が一般社団法人であるため、例外的に申請が可能となります。被害防除計画ですが、最高1m程盛土をします。申請地の周辺には土羽仕上げとし、その上に張芝を施します。日照・通風については2m程緩衝地を設けるため、隣接の農地には影響はないものと思われます。雨水は水路に放流し、汚水等は合併浄化槽を設置する予定です。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。都市計画法第29条第1項の開発許可申請中です。

9番、上大渡野町の田764㎡と隣接する併用地85㎡を併せた計849㎡について、住宅用地、農家住宅とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地で、農地の立地基準については、本野出張所から300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高0.5m、切土を最高1.3m実施し、切・盛土面にはブロック擁壁を設けます。建物については、木造平屋建ての住宅と農業用倉庫を建築します。雨水は水路へ放流し、汚水等については集落排水へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については河川国道事務所が発行するダム補償金に関する証明書で確認しています。

10番、上大渡野町の畑及び原野、現況畑の2筆計2,303㎡の農地と隣接する併用地10筆7,957.24㎡を併せた計10,260.24㎡について、資材置場とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地で、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、盛土を最高約9.7m、切土を最高約1.7m実施し、盛土面には転圧整地を施し、道路側には張コンクリートを施します。雨水排水については申請地内に沈砂池を設置し、沈砂池を経て水路へ放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。なお、本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。

11番、西里町の宅地、現況畑の2筆計489.27㎡と隣接する併用地2筆42.36㎡を併せた計531.63㎡について、学童保育所用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準についてはJR肥前長田駅から300m以内の土地にありますので第3種農地に該当します。申請地ですが、定員40名の木造二階建て学童保育所を建築し、雨水は道路側溝を通じて水路へ放流し、汚水は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地はなく、資金については残高証明及び融資証明で確認しています。

12番、高天町の畑219㎡と隣接の併用地192.6㎡を併せた計411.6㎡に住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は贈与、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は下水道へ接続します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

13番、多良見町市布の畑352㎡について、居宅1棟を建築する転用申請です。

契約内容は贈与。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、建物は木造平屋建で、雨水は道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

14番、飯盛町里の田765㎡について、自動車修理工場用地を拡張する追認の転用申請です。契約内容は使用貸借永久。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、平成5年頃に自動車修理工場として隣接地と同時に整備していたとすることで、雨水は自然流下し、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。本件にかかる追加の資金はございません。

15番、高来町東平原の畑1,387㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル252枚を設置し、設置面積は928㎡、売電単価は15.4円です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。申請地は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成を実施せず防草シートを張り、雨水排水対策については幅0.5m、深さ0.5mの浸透性のある素掘の側溝を申請地内に全長62.5m設置しまして、縦2m、幅2m、深さ2mの調整池の役割をする溜柵を2か所、縦2m、幅2m、深さ1.5mの調整池の役割をする溜柵を2か所、合計4か所設置します。これらの排水施設の計算表の提出があり、数値等については河川課にて確認済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。また、申請地の東平原自治会長との覚書の提出がっております。

16番、高来町汲水の畑1,176㎡について、農業用施設用地、農業用資材置場とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地で、農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、農業用施設への転用のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については通帳の写しで確認しています。

17番、高来町西尾の畑1,172㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル252枚を設置し、設置面積は835㎡、売電単価は15.4円です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。申請地は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成を実施せず防草シートを張り、雨水排水対策については幅0.5m、深さ0.5mの浸透性のある素掘の側溝を申請地内に10m程設置し、縦3m、横28m、深さ0.5mの調整池の役割をする溜柵を設置します。これらの排水施設の計算表の提出があり、数値等については河川課にて確認済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。また、申請地の西尾自治会長との覚書の

提出が 있습니다。

18番、高来町船津の田1筆754㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル168枚を設置し、設置面積は570㎡、売電単価は15.4円です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。申請地は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成を実施せず防草シートを張り、雨水排水対策については幅0.5m、深さ0.5mの素掘の側溝を設置し、道路側溝及び水路へ放流します。排水施設の計算表の提出があり、数値等については高来支所産業建設課にて確認済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。また、申請地の船津地区の自治会長との覚書の提出が 있습니다。

19番、高来町船津の田1筆1,295㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネル224枚を設置し、設置面積は842㎡、売電単価は15.4円です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。申請地は、第2種農地に該当します。申請地ですが、造成を実施せず防草シートを張り、雨水排水対策については一部に幅0.5m、深さ0.5mの素掘の側溝を設置し水路へ放流し、残りの一部については幅0.5m、深さ0.5mの浸透性のある素掘の側溝を45.6m設置し、かつ縦2m、幅2m、深さ1.5mの調整池の役割をする溜桝を2か所設置します。これらの排水施設の計算表の提出があり、河川課及び高来支所産業建設課にて通知等を確認済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。また、申請地の船津地区の自治会長との覚書の提出が 있습니다。

20番、小長井町大搦の畑929㎡について、住宅用地、農家住宅とする転用申請です。契約内容は使用貸借20年。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第1種農地に該当しますが、集落に接続する住宅であるため不許可の例外規定に該当してあります。申請地ですが、建物は木造平屋建を建築し、南側には農業用資材置場を整備します。雨水は道路側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

議案第4号については以上となっております。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番につきましては、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、適正であると思われまます。ご審議をよろしくお願いたします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番から6番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 3番から6番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番から6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番から6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土



土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 8番の説明がありました、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番と10番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

10番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 9番と10番の説明がありました、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、11番と12番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 11番と12番の説明がありました、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、11番と12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、11番と12番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、13番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 13番の説明がありました、何かご質問はありませんか。

- 議 長 「なし」と言う者あり  
ご質問がないようですので、13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり  
ご異議がないようですので、13番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、14番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委員 14番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 14番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
議 長 「なし」と言う者あり  
ご質問がないようですので、14番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 「異議なし」と言う者あり  
ご異議がないようですので、14番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、15番から19番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
委員 15番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。  
16番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
- 委員 17番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。  
18番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。  
19番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、意見が出ましたので説明をします。18番と19番は申請地が同じ地区で、地元自治会長との覚書が提出されているとの説明が事務局からありました。18番は事務局説明のとおり問題ないと思いますが、19番の方は雨水が道路を挟んで別の集落へ流れますので、下流の佐古谷自治会とも覚書を結んでもらった方がいいのではないかとの意見がありました。現地を確認してきたのですが、確かに18番とは逆の方向へ雨水が流れるような地形になっておりました。私も許可する条件として下流の佐古谷自治会との覚書を提出してもらった方がなお良いと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 まず、15番から18番について、何かご質問はありませんか。  
議 長 「なし」と言う者あり  
ご質問がないようですので、15番から18番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、15番から18番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 19番については意見がでましたが、事務局にお尋ねします。覚書はどこの分が提出されていますか。
- 事 務 局 船津地区のみの覚書が提出されています。
- 議 長 19番について、他の委員さんから何かご質問等はありませんか。
- 委 員 地元の地区協議会において、関連する自治会との覚書をとってもらい、それを条件として許可するのが望ましいとの意見がでたとのことなので、やはり地元の農業委員、推進委員のご意見を反映すべきではないのかなと思います。
- 議 長 先ほど意見がありましたように下流の自治会との覚書を添付してから許可書を発行するというのでよろしいでしょうか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、19番は、下流の自治会長との覚書の提出があつてから許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、20番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 20番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われまふ。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 20番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、20番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、20番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題(議案第5号)
- 事 務 局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、有喜地区、中通町の農地3筆と飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、計5筆4,678㎡を法人として農業経営を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、人参、生姜の生産を主体に経営されています。
- 2番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地3筆、2,913㎡を、農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、みかん、水稻の生産を主体に経営されています。
- 3番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、3,901㎡を農業経営規模拡大を行うため、貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

4番、高来地区、高来町峰の農地2筆、1, 985㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、花卉、アスパラの生産を主体に経営されています。

5番から6番は買い手が同一の案件です。

5番、森山地区、森山町本村の農地5筆、2, 965㎡、

6番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1, 096㎡、計6筆4, 061㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻 ミニトマトの生産を主体に経営されています。

7番、飯盛地区、飯盛町上原の農地2筆、2, 697㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、人参、生姜の生産を主体に経営されています。

8番、飯盛地区、飯盛町中山の農地1筆、286㎡の借り入れ地を購入する申出です。申出人は、キュウリの生産を主体に経営されています。

以上、1番～8番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議長 議案第5号の説明がありました。1番から8番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 議長 ご質問がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 議長 ご異議がないようですので、1番から8番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5, 6号) 続きまして、関連がありますので、議案第5号の9番から26番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議長 議案第5号の9番から26番、議案第6号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第5号の9番、諫早地区、幸町の農地1筆、3, 065㎡と小野地区、小野島町の農地1筆1, 807㎡の計2筆4, 872㎡を議案第6号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の10番、小野地区、小野町、小野島町の農地3筆、2, 587㎡を、議案第6号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、アスパラの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の11番、小野地区、小野島町、川内町の農地6筆、12, 675㎡、

議案第5号の12番、小野地区、川内町の農地6筆、16,555㎡、  
議案第5号の13番、小野地区、川内町の農地4筆、9,377㎡、  
議案第5号の14番、小野地区、川内町の農地2筆、2,940㎡、  
議案第5号の15番、小野地区、川内町の農地1筆、3,700㎡、  
議案第5号の16番、小野地区、川内町の農地1筆、2,284㎡の計20筆  
47,531㎡を、議案第6号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用  
地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経  
営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋が  
ります。

議案第5号の17番、長田地区、長田町の農地1筆、1,014㎡を、議案第6  
号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利  
の設定を受ける者は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利  
の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の18番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地12筆、  
8,030.93㎡、

議案第5号の19番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村の農地10筆、  
14,233㎡、

議案第5号の20番、森山地区、森山町本村の農地1筆、912㎡の計23筆  
23,175.93㎡を、議案第6号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定す  
る農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営  
されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋が  
ります。

議案第5号の21番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、1,693㎡を、議  
案第6号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。  
権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利  
の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の22番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、1,149㎡、

議案第5号の23番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、473㎡、  
の計3筆1,622㎡を、議案第6号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定す  
る農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、生姜の生  
産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管  
理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の24番、高来地区、高来町町名の農地1筆、1,060㎡を議案第  
6号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利  
の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設  
定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第5号の25番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、692㎡、

議案第5号の26番、高来地区、高来町水ノ浦の農地2筆、2,429㎡の計  
3筆3,121㎡を、議案第6号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農  
用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、水稻の生産を主体に  
経

営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

以上、第5号議案の9番から26番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第6号議案の1番から9番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第5号の9番から26番、また、議案第6号の1番から9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第5号の9番から26番を許可し、議案第6号の1番から9番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号の9番から26番を許可し、議案第6号の1番から9番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を  
(議案第7号) 議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」について  
ご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査をした結果、登記地目の変更を予定している土地について、意見を求められているものです。諫早地区、船越町、立石町、上野町の土地69筆のうち、1筆については農地以外から農地に変更が予定され、残りの68筆については、農地から農地以外に変更が予定されています。全て市街化区域内の農地で、転用する際には許可申請ではなく、届出に相当するものとなります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第7号について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第7号の地籍調査事業による農地地目の変更については「異議なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第7号の地籍調査事業による農地地目の変更については「異議なし」とすることに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早地区から2件、諫早・本野地区から1件、本野地区から2件、長田・高来地区から1件、多良見地区から2件、森山地区から1件、飯盛地区から1件、小長井地区から1件、合計11件出ています。届出理由は、1番から3番及び5番から11番は相続により農地の所有権を取得したためです。4番は時効により農地を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から1件、森山地区から2件、飯盛地区から1件、合計4件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件と飯盛地区の1件は売買するため、森山地区の2件は、都合により耕作できなくなったためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、小川町の畑403㎡を住宅用地にする届出です。

2番、小川町の畑137㎡を通路用地にする届出です。

3番、貝津町の畑116㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、野中町の畑2筆、計206㎡を住宅用地にする売買の届出です。

2番、西郷町の田及び畑4筆、計1,474㎡を分譲住宅用地にする売買の届出です。

3番、貝津町の宅地、現況が畑の4筆、計2,459.49㎡を駐車場用地にする賃貸借の届出です。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、小野町の畑1筆192㎡に農業用倉庫及び農業用資材置場を設置する届出です。

2番、有喜町の畑1筆2,005㎡の内221㎡に耕作用道路を設置する届出です。

3番、飯盛町後田の畑1筆475㎡の内130㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

報告第6号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、下大渡野町の田1筆494㎡について、田畑転換する届出です。水稻収穫が不安定であり、生産力も劣るため田畑転換を行うものとなっております。工事後は青菜種を作付する計画となっております。

2番、下大渡野町の田1筆279㎡について、田畑転換する届出です。水稻収穫が不安定であり、生産力も劣るため田畑転換を行うものとなっております。工事後は青菜種を作付する計画となっております。

3番、高来町建山の田1筆566㎡について、農地改良とする届出です。農機具を入りやすくなるよう改良し、作業効率を高めるため農地改良を行うものです。工事後は大根等を作付する計画となっております。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

長田地区から1件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、合計3件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。

報告については以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)  
 議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。  
 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。  
 お諮りします。  
 議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)  
 議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

|         |                       |       |
|---------|-----------------------|-------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条許可            | 19 件。 |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条              | 1 件。  |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条許可後の計画変更承認    | 2 件。  |
| 議案第 4 号 | 農地法第 5 条許可            | 20 件。 |
| 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権設定   | 26 件。 |
| 議案第 6 号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画  | 9 件。  |
| 議案第 7 号 | 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見 | 1 件。  |

以上、審議件数は、全部で 78 件でございました。  
 以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。  
 委員さん方から何かご質問等はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)  
 議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。  
 (事務連絡)  
 議 長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。ありがとうございます。

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)